

議員提出議案第 7－2 号

あきる野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

あきる野市議会議長 臼 井 建 殿

提出者	あきる野市議会議員	堀 江 武 史
〃	〃	大久保 昌 代
〃	〃	清 水 晃
賛成者	〃	浦 野 治 光
〃	〃	中 村のりひと
〃	〃	増 崎 俊 宏

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるため。

あきる野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年あきる野市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第３０条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第１９条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４９条において」を削る。

第２８条第２項中「この章において」を削る。

第３２条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第３３条第３項中「この章において」を削る。

第３９条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第４０条第３項中「この章において」を削る。

第４９条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（令和７年４月１日）から施行する。